枚方市教育委員会教育機関事務分掌規則 (抜粋)

(教育機関)

- 第2条 この規則に定める教育機関は、次のとおりとする。
 - (1) 枚方市立学校給食共同調理場設置条例(昭和41年枚方市条例第9号)に定める学校給食共同調理場(以下「共同調理場」という。)
 - (2) 枚方市立教育文化センター条例(昭和61年枚方市条例第29号)に定める教育文化センター
 - (3) 枚方市立旧田中家鋳物民俗資料館条例(昭和59年枚方市条例第26号)に定める旧田中家鋳物民 俗資料館
 - (4) 枚方市野外活動センター条例(平成4年枚方市条例第20号)に定める野外活動センター
 - (5) 枚方市立サプリ村野スポーツセンター条例(平成24年枚方市条例第27号)に定めるサプリ村野スポーツセンター
 - (6) 枚方市立図書館条例(昭和48年枚方市条例第10号)に定める図書館

(旧田中家鋳物民俗資料館の事務分掌)

- 第8条 旧田中家鋳物民俗資料館の分堂する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
 - (2) 鋳物その他の民俗文化財に関する資料(以下「鋳物民俗資料」という。)の収集及び保存並びに鋳物民俗資料に関する調査研究に関すること。
 - (3) 鋳物民俗資料及び鋳物民俗資料に関する調査研究の成果の展示及び閲覧に関すること。
 - (4) 民俗工芸品の制作に係る体験講座の開催その他民俗工芸に係る活動の支援に関すること。
 - (5) 資料館の施設及び附属設備を民俗工芸品の制作活動の用に供すること。

(野外活動センターの事務分掌)

- 第9条 野外活動センターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
 - (2) 野外学習、天体学習及びスポーツ・レクリエーション活動の振興に係る事業の実施に関すること。

(サプリ村野スポーツセンターの事務分掌)

- 第10条 サプリ村野スポーツセンターの分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 施設及び附属設備の使用許可に関すること。
 - (2) スポーツ教室の開催その他スポーツの普及に係る事業の実施に関すること。

(中央図書館の事務分掌)

- 第11条 中央図書館の分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 図書館サービスに係る企画及び統計に関すること。
 - (2) 図書館相互の連絡調整その他図書館の庶務の総括に関すること。
 - (3) 図書館資料の購入に係る契約に関すること。
 - (4) 地域の読書活動の援助に関すること。
 - (5) 図書館及び類縁機関との相互協力及び連絡調整に関すること。
 - (6) 電子計算組織に関すること。
 - (7) 図書館業務応援に係る臨時職員の年間雇用計画を策定すること。
 - (8) 自動車文庫の運営に関すること。

(図書館共通の事務分掌)

- 第12条 図書館が共通して分掌する事務は、おおむね次のとおりとする。
 - (1) 教育と文化の発展に係る図書館事業の実施に関すること。
 - (2) 読書案内及びレフアレンスに関すること。
 - (3) 図書館資料の選択、貸出し、受入れ、整理、修理、保存及び除籍に関すること。
 - (4) 図書館資料の寄贈に関すること。
 - (5) 車両の維持管理に関すること。